

○議案第13号 守口市営住宅条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者が近年増加している情勢等から、公営住宅の入居に際し、保証人の確保を前提としない旨が国から示されたことを踏まえ、入居手続要件から保証人に関する規定を削除するなど所要の改正を行うほか、市営住宅の管理運営について指定管理者制度を導入するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、さきほどの議案第8号でも述べたとおり入居者の高齢化が進んでおり、また、高齢者の孤立化などが社会問題となっていることも踏まえ、今後、管理運営の中心は指定管理者となるものの、市としても引き続き関係機関等との連絡を密にし、入居者への対応にあたられたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。